

## 蒲郡市障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3の規定に基づき、障がい者である職員が有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を、総合的かつ効果的に実施することができるよう、課題を調査・検討し、必要な対策を講じるため、蒲郡市障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者活躍推進計画に関すること。
- (2) 障がいのある職員の働きやすい職場づくりに関すること。
- (3) 障がいのある職員の職業生活における活躍の推進に関すること。
- (4) その他会議が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長に企画部長を、副委員長に人事課長を、委員に企画政策課長、行政課長、財務課長、福祉課長、総務課長、庶務課長及び議事課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

### (意見の聴取)

第5条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、企画部人事課において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。